

ヤングケアラー支援に関する取り組み状況について

1 【国・他の自治体の動向】

年 度	国（厚労省・文科省）	他の地方自治体
平成 30 (2018)	・ヤングケアラーの実態に関する調査研究事業実施	
令和元 (2019)	・ヤングケアラーへの早期対応に関する研究事業実施	・埼玉県ケアラー支援条例制定（全国初、ヤングケアラーを対象に含む）
令和 2 (2020)	・ヤングケアラーの実態に関する調査研究事業実施 ・「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」発足	・埼玉県ヤングケアラー実態調査実施 ・埼玉県ケアラー支援計画策定（ヤングケアラーを対象に含む）
令和 3 (2021)	・ヤングケアラーの実態に関する調査研究事業実施 ・多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究事業実施 ・「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告（※） ・経済財政運営と課企画の基本方針 2021 を閣議決定	※一部の都道府県、政令指定都市においてヤングケアラー実態調査実施 Ex) さいたま市・京都市・山梨県・新潟県・福井県・長野県 等
令和 4 (2022)	・ヤングケアラー支援体制強化事業（地方自治体向け補助事業）実施	

2 【本市の取り組み状況】

年 度	内容
令和 2 (2020)	・「こども相談センター」にヤングケアラーの相談窓口を設置
令和 3 (2021)	・ヤングケアラーの正しい理解と周知を目的に「知ってますか？ヤングケアラー」を5千部作成し、金沢こども見守りネットワーク構成団体を中心に、説明とともに配布 （配布先） 民生委員児童委員全員、市内小中学校、市立工業高校、市PTA協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、子ども食堂等 こども未来局、福祉健康局等庁内関係部署 ・金沢市こども見守りネットワーク代表者会議で「ヤングケアラーについて」と題し研修会を実施 ・第2回キッズスマイルプロジェクト（ツエーゲン金沢）講師 ・こども未来局、福祉健康局等の庁内管理職に「ヤングケアラー理解促進研修」を実施
令和 4 (2022)	・ヤングケアラーについて、社会的認知度の向上や関係機関との連携のあり方、適切な支援策の実施を目的に、有識者や関係機関による「金沢市ヤングケアラー支援に関する検討会」を設置（6月） ・ヤングケアラー支援策の構築を目的に、子どもに関わる機関や介護サービス支援事業所等を対象に意識調査を実施（8月）

3 【参 考】

（※）「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」抜粋

3 厚生労働省・文部科学省として今後取り組むべき施策について

（1）早期発見・把握について

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。支援を行うにあたっては、まずは、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、アウトリーチにより、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見することが重要である。

他方で、子どもの中には家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをすることが生きがいになったりしている場合もあることに留意する必要がある。支援を行う際には、まずはしっかりと子どもの気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのか等について聞き取ることも重要である。

（2）支援策の推進

（1）により発見・把握したヤングケアラーの心身の負担を軽減し、子どもらしい生活を送ることができるようにするためには、既存の支援サービスに適切につなげる必要がある。

（3）社会的認知度の向上

子ども自身のヤングケアラーについての認知度向上が必要である。また、周囲の大人がヤングケアラーについて理解を深め、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、必要な支援につなげることや、ヤングケアラーに対する支援を進めていくためには、具体的な支援メニューや窓口の周知と併せて、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させることが極めて重要である。

このため、来年度（令和4年度）から3年間を「集中取組期間」とし、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むため、「ヤングケアラー」認知度向上キャンペーン（仮称）を実施する。

知っていますか？ ヤングケアラー

ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、障害や病気のある家族、幼いきょうだいなど、ケアを必要とする人がいるために、「本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども」のことです。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

どんな悩みを抱えているの？

- 家族の介護に時間がかかり、勉強時間が確保できず困っている
- 寝不足で学校を休んだり遅刻してしまう
- 部活動が十分にできない
- 修学旅行に行けない
- 友達は遊びに行っているのに、家族の介護のため遊びに行けないためストレスを感じる
- 友達や先生に家族のことを話づらい
- 誰にも相談できず孤独を感じる
- 誰かに相談すると親を悲しませるかもしれない
- 誰かに話しても状況が変わるとは思わない

ヤングケアラーに気づかれた方へ（金沢市からのお願い）

自分自身がヤングケアラーであるということを子どもが認識するのは難しいとされています。また、半数以上のヤングケアラーが、自分の悩みを周囲の誰にも話していないという調査結果も出ています。地域活動や仕事等を通じて、「もしかしたらヤングケアラーかもしれない」と感じた時は、ぜひ、金沢市こども相談センターにご相談ください。

金沢市こども相談センター（金沢市児童相談所）

TEL 076-243-4158（平日9時～17時45分）

FAX 076-243-1123

E-MAIL kodomo-soudan@city.kanazawa.lg.jp